

令和7年度河川水及び河川底質中のダイオキシン類調査業務委託仕様書

第1条 業務目的

本業務は、市内の河川水及び河川底質中に含まれるダイオキシン類を調査し、環境基準達成状況を把握することを目的とする。

第2条 履行期間

令和7年6月2日から令和8年2月6日まで

第3条 調査物質

1 河川水

- (1) ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDS)
- (2) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFS)
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル (CO-PCBS)
- (4) 浮遊物質 (SS)
- (5) 水素イオン濃度 (pH)

2 河川底質

- (1) ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDS)
- (2) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFS)
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル (CO-PCBS)

第4条 業務内容

受託者は、同条第2項の地点において同条第3項の測定環境を記録の上、同条第4項に指定した方法により試料の採取及び分析を行い、報告をするものとする。

2 調査地点及び調査時期

(1) 古川橋 (古川)

- ① 1回目 令和7年6月2日から令和7年9月30日まで
- ② 2回目 令和7年10月1日から令和8年2月6日まで

(2) 姥淵橋 (倉西川)

- ① 1回目 令和7年6月2日から令和7年9月30日まで

(3) 三ツ合橋 (八幡谷川)

- ① 1回目 令和7年10月1日から令和8年2月6日まで

3 測定環境

測定は原則受託者が行うこととするが、引用元を明記の上気象庁等のデータを使用しても良い。

(1) 河川水

- ①天候 ②採水位置 ③採取水深 ④測定試料量 ⑤色 ⑥濁り ⑦臭気 ⑧水温
- ⑨水素イオン濃度 ⑩浮遊物質 ⑪流量

(2) 河川底質

- ①天候 ②採取水深 ③測定試料量 ④堆積物の組成 ⑤土色 ⑥臭気 ⑦水温

4 試料の採取及び測定方法

(1) 河川水（ダイオキシン類）

JIS K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法による。

(2) 河川水（浮遊物質、水素イオン濃度）

昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準）に定める方法

(3) 河川底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」による

（環境省水・大気環境局水環境課 令和 4 年 3 月改定）

第 5 条 精度管理等

受託者は、業務遂行に当たり「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成 22 年 3 月 31 日改定 環境省公表。）に基づく精度管理を行うこと。

第 6 条 結果の表示

測定結果については、WHO/IPCS (2006) による毒性等価係数（TEF）を用いて毒性等量（TEQ）値を算出すること。

第 7 条 関係書類の提出

- 1 業務着手届出書
- 2 業務実施計画書
- 3 業務完了報告書
- 4 調査結果報告書

調査結果報告書は、調査ごとに下記に示す事項についてとりまとめ、1 部を市に提出すること。また、電子媒体によりデータでも提出すること。

- (1) ダイオキシン類調査結果（実測濃度、毒性等量）
- (2) 測定結果の濃度計量証明書
- (3) 精度管理報告書
- (4) 各試料のクロマトグラム等
- (5) 試料採取地点図
- (6) 調査時の写真及び天候等

第 8 条 その他

その他必要な事項は、市と受託者が協議するものとする。